

2024年4月5日
観光庁

【訪日外国人消費動向調査】

「インバウンド消費動向調査」として個票データの利活用を促進します

「訪日外国人消費動向調査」は、2024年4－6月期調査以降、調査目的等を見直し、「インバウンド消費動向調査」として実施することといたします。今後は官民を問わずどなたでも調査票情報（個票データ）の利活用が可能となります。

訪日外国人消費動向調査については、民間の研究機関等を含め、調査票情報（個票データ）の二次利用ニーズが高まっています。本調査の個票データについては、利用価値が高く多様な主体による利活用が期待されるところです。

そこで、2024年4－6月期調査以降、個々の外国人の消費動向データの利用（いわゆる個別利用）を目的とする調査として、新たに「インバウンド消費動向調査」を実施します。これに伴い、従来の訪日外国人消費動向調査（統計法に基づく一般統計調査）は、2024年1-3月期調査をもって中止します。

なお、これまで調査結果として作成・公表してきた集計結果等については、引き続き同様の形式で集計・公表を行います。

個票データ（※）の提供開始時期は本年9月末を予定しておりますが、利用手続や提供方法の詳細につきましては、改めて観光庁ウェブサイトで周知いたします。

※ 個票データとは、2024年4－6月期調査以降のローデータであり、2024年1－3月期以前のローデータは従前どおり統計法上に基づく手続が必要となります。

主な変更点

	＜現行＞ 訪日外国人消費動向調査	＜今後＞ インバウンド消費動向調査
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行消費額等の集計 	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者個人のマイクロデータを収集・活用し、訪日外国人旅行者の消費動向をきめ細かく把握・分析 ※ 当該調査で集めた情報を用いて、副次的に統計を作成。このため、従来の集計結果等は引き続き公表予定。
調査票情報（個票データ）の提供	<ul style="list-style-type: none"> 提供に当たっては統計法上の要件を満たす必要があり、提供先は限定的（公的機関や公的機関の委託者・共同研究者など） 利用申請や提供に係る手続が煩雑 	<ul style="list-style-type: none"> 利用申請を行った者はどなたでも個別に提供が可能 申請や提供に必要な手続を簡素化、提供を受ける側、提供側双方の負担を軽減

【お問い合わせ先】

観光戦略課観光統計調査室 小林、中村

TEL 03-5253-8111（内線27-230）

03-5253-8325（直通）

Mail:hqt-kkctokey☆gxb.mlit.go.jp（送信時は☆を@に変更してください）